2025 年 10 月 2 日

予　令７－１４

行政手続法上の不利益処分に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものに○，誤っているものに×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［№29］）

ア．申請により求められた許認可等を拒否する処分は，行政手続法上の不利益処分には当たらない。

イ．原子炉設置許可により原子炉が設置されると，原子炉事故が起こったときに原子炉施設の周辺住民はその生命，身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるから，原子炉設置許可は行政手続法上の不利益処分に当たる。

ウ．単一の許認可等を複数の者が申請するいわゆる競願関係においては，競願者Ａに対する許可処分は，他の競願者Ｂとの関係では行政手続法上の不利益処分に当たる。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　4

肢ア

申請拒否処分は，申請に対する処分の問題。

不利益処分は，申請が通った後に行われる問題。

肢イ

設置許可は，入り口の問題。申請に対する処分

不利益処分は，設置許可が下りた後の問題。

肢ウ

許可処分は，入り口の問題。不利益処分には当たらない。

競願者 B との関係でも入り口の問題として扱うべき。

予　令７－１５

行政裁量に関する教員と学生による以下の対話中の次のアからエまでの【　】内の各記述について，法令又は最高裁判所の判例に照らし，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからエの順に［№30］から［№33］）

教員：行政裁量とは何ですか。

学生：立法者が行政機関に対して認めた判断の余地のことです。

教員：行政庁の裁量処分について，行政内部で裁量権行使の基準，つまり裁量基準を設けることがありますが，そのことに関し，行政手続法にはどのような定めがありますか。

学生：(ア)【申請に対する処分については，審査基準の設定及び公表が努力義務とされ，不利益処分については，処分基準の設定及び公表が義務付けられています。】［№30］

教員：では，処分が裁量基準に違背してされた場合，その処分は違法となりますか。

学生：裁量基準は，飽くまで行政の内部基準にすぎず，法規としての性質を有しないことから，(イ)【処分が裁量基準に違背してされたとしても，当然に違法となるものではありません。】［№31］

教員：逆に，裁量基準に従ってされた処分が違法と判断されることはありますか。

学生：例えば，(ウ)【個別の事情を考慮することなく，裁量基準を機械的に適用して処分がされた場合には，その処分は違法と判断されることがあります。】［№32］

教員：ところで，行政事件訴訟と行政不服審査とで，裁量処分の審査の在り方に違いはありますか。

学生：行政事件訴訟と異なり，(エ)【行政不服審査においては，裁量権の範囲内の当不当の問題についても審査することができます。】［№33］

正解　ア２，イ１，ウ１，エ１

肢ア

審査基準の設定および公表は，必須，設定義務がある，努力義務ではない。定型化しやすい。入口の問題，明確にして行政庁の濫用を押さえる必要がある。

行政手続法５条。

不利益処分，努力義務。申請後の話，範囲が広い。あらゆるケースを事前に想定することは難しい。

行政手続法１２条。

肢イ

裁量基準は内部基準。違背しても当然には違法とならない。

行政法規。裁量が認められた場合，行政庁が適切に行使できれば問題ないが，何ら基準がないと，不透明な行政活動が行われる危険がある。国民にとっては困る。

そこで，裁量基準の設定，公開が求められる。もっとも，基準をもとに，形式的に運用されると，柔軟な判断がされず，裁量ではなくなってしまう。

不透明な基準により国民が害されることを防止する趣旨であり，個別具体的に，裁量基準と異なった，対応が必要であれば，柔軟な対応も許容するのが法の趣旨である。

法律が行政庁に裁量を認めたのは，必要に応じて行政庁が動けないと困ることを見越している。したがって，違背しても，直ちに違法にはならない。

肢ウ

個別具体的な事情を考慮することなく，機械的に処分されたら違法の余地がある。

法の趣旨とはずれるから。

もともとの法律の趣旨，どうして，裁量を行政庁に認めたかのかを考えて整理する。

肢エ

行政不服審査は，当不当の問題もいける。行政庁内部の話なので。

予　令７－１６

行政指導に関する次のアからウまでの各記述について，行政手続法に照らし，正しいものに○，誤っているものに×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［№34］）

ア．地方公共団体は，行政指導に関する手続について，行政手続法の規定の趣旨にのっとり，行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

イ．行政指導が口頭でされた場合において，その相手方以外の利害関係人から，当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められたときは，当該行政指導に携わる者は，行政上特別の支障がない限り，これを交付しなければならない。

ウ．行政手続法第３２条第２項は，行政指導に携わる者は，その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として，不利益な取扱いをしてはならないと定めているが，法律上，相手方が行政指導に協力しないときに氏名等の公表を行うことができる旨の規定が存在する場合に，行政指導に協力しなかった相手方の氏名等の公表を行ったとしても，同項違反の問題は生じない。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　３

肢ア

地方自治については，努力義務（行政手続法４６条)。行政手続法で，地方自治体は，適用除外（行政手続法３条３項）だが，公権力を発動する以上，準拠する努力が求められる。

国が模範を作るという体裁になっている。

肢イ

行政手続法３５条３項，相手方については，交付がいるが，利害関係者については対応不要。あくまでも，任意。利害関係者まで認めると，濫用の恐れがある。

肢ウ

行政指導の実効性の問題。

あくまでも任意だが，あまりにも実効性が伴わないのも問題。

指導に期待する者もいる以上，一定の実効性を確保する手段が必要。

任意でも実効性を確保するため，相応の行為は許容されるべき。

それが公表。法律の根拠はいる。

確かに，３２条２項は，不利益を禁止している。公表もできないとも不都合。

実効性があまりに伴わないこととなる。

公表はOKとする必要がある。条文の趣旨，強制的な不利益を防止する趣旨，公表は入っていない。

予　令７－１７

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）及びその適用に関する次のアからエまでの各記述について，同法又は最高裁判所の判例に照らし，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからエの順に［№35］から［№38］）

ア．情報公開法第５条第１号が不開示情報として規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの」には，開示請求者自身を識別することができる情報も含まれる。［№35］

イ．行政機関の長は，国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている行政文書を情報公開法第７条の規定により開示しようとするときは，その裁量により，所在の判明している第三者に対し，意見書を提出する機会を与えることができる。［№36］

ウ．行政機関の長は，開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなる場合であっても，開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されており，不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。［№37］

エ．開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては，被告が，当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していなかったことについて主張立証責任を負う。［№38］（参照条文）情報公開法第７条 行政機関の長は，開示請求に係る行政文書に不開示情報（第５条第１号の２に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該行政文書を開示することができる。

正解　ア１，イ２，ウ２，エ２

肢ア

情報公開法で非公開となる個人情報は，開示請求者自身を識別することができる情報も含む。請求者自身の個人情報の開示を要する場合は，個人情報保護法になる。

情報公開法の目的は，プライバシー保護ではない。国民主権の原理から，説明責任を果たすもの。

肢イ

公益上特に必要があると認めるときは，個人情報（プライバシー保護）も制約される。

その場合，このような第三者に機会を与える制度は，情報公開法には，ない。

第三者の手続保障は，第三者の人権が制約されたときにでてくるが，情報公開法は，個人情報保護を目的としていない。したがって，第三者の情報が結果として，制約されていても，保護の制度がないものと思われる。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律　２３条

肢ウ
行政機関の長は，開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなる場合，すべてについて，開示請求を拒否できる。

「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなる場合」文書そのものが不開示の必要があると思われる。区分して開示しなければならないとするのは，文書そのものを不開示にすべきとする前段と矛盾する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律
（行政文書の存否に関する情報）
第８条　開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

肢エ　最判平２６．７．１４百選１８７

情報公開法は，行政庁が文書を保有していることが前提（２条２項）
保有がないということに対して，誰が立証責任を負うかという問い。

原告が保有をしていたことについて主張立証責任を負う。

請求により利益をうける原告が主張立証するのが公平。（法律要件分類説）

予　令７－１８

処分性に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例に照らし，正しいものに○，誤っているものに×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［№39］）

ア．出生した子につき住民票の記載を求める親からの申出に対し市町村長がした当該記載をしない旨の応答には，処分性が認められない。

イ．出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間の更新申請に対し法務大臣がした当該申請を拒否する旨の応答には，処分性が認められない。

ウ．私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４５条第１項に基づく措置要求に対し公正取引委員会がした当該要求に応じない旨の応答には，処分性が認められない。

（参照条文）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第４５条　何人も，この法律の規定に違反する事実があると思料するときは，公正取引委員会に対し，その事実を報告し，適当な措置をとるべきことを求めることができる。

２　前項に規定する報告があつたときは，公正取引委員会は，事件について必要な調査をしなければならない。

３　第１項の規定による報告が，公正取引委員会規則で定めるところにより，書面で具体的な事実を摘示してされた場合において，当該報告に係る事件について，適当な措置をとり，又は措置をとらないこととしたときは，公正取引委員会は，速やかに，その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

４　（略）

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　３

「処分」とは，公権力の主体たる国又は公共団体の行う行為であって，当該行為により直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解されている。

肢ア

申出の応答には処分性は認められない。法令に根拠のない事実上のものに過ぎない。

直接国民の権利に影響を及ぼすものではない。

最判平２１．４．１７百選６１

仮に処分性を認めると，濫訴の危険がある。本来のルールにしたがうべき。それをしないで，訴えを認めるのは筋が違う。

肢イ

「国民の」権利とされているため，外国人の権利を含まないとも思えるが，外国人が日本国内で行政庁の違法な行為により自己の権利利益が制約された場合には，取消訴訟等で争うことを認めるべきであることは，日本国民と同様である。そして，法務大臣が外国人の

在留期間更新申請に対して更新不許可行為をする場合，外国人に直接退去義務を課し，在留することができる権利の範囲を確定する効果を生じさせる。そのため，更新不許可処分の処分性は認められる。

　形成され，またはその範囲を確定される権利は，憲法上の権利であることを要しない。

最大判昭５３．１０．４〔行政百選Ⅰ－７３〕

外国人にとって，重要な問題。処分性を認めて争わせるべき。

肢ウ
　応答について処分性は認められない。
　行政裁量がある。

　国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではない。

　争うことは想定されない。